

## 静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

平成 30 年 1 月 1 日以降に契約締結する案件から、二次下請以下についても、原則、社会保険等加入業者に限定する取組を実施します。  
\*適用除外者との契約は可能です。

(適用除外者(加入義務がない者)の扱いは、国土交通省の取扱いに準じます。)

建設産業においては、若年層入職者の減少等が問題となっており、その一因として、社会保険等(健康、厚生年金、雇用の各保険)未加入者が多いことが挙げられています。

そのため、平成 30 年 1 月 1 日以降に契約を締結する案件から、二次下請以下も、原則、社会保険等加入業者に限定する取組を実施します。

取組について、以下の通り説明会を開催しますので、ご参加ください。

### 県発注工事における社会保険加入説明会(全 3 回)

#### 1 開催日時、場所

開催日	開催場所	定員(先着順)
12月6日(水)	静岡総合庁舎7階第8会議室	110名
12月7日(木)	浜松総合庁舎1階大会議室	90名
12月8日(金)	東部総合庁舎別棟2階会議室	130名

→いずれの会場も開催時間は午後2時から午後4時までの2時間です。

#### 2 説明会内容

- ・ 県発注工事における社会保険等加入業者に限定する取組について
- ・ 社会保険の加入と適用除外について
- ・ 工事現場に配置する技術者について

#### 3 申し込み方法

- ・ 県ホームページ「建設業のひろば」([静岡県 建設業のひろば](#)で検索)にある各会場の参加申し込みフォームをお願いします。